

各 私 立 学 校 設 置 者 様
(幼・幼保・小・中・高・特・専・各)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 28 年度私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助事業計画書（変更分）の提出について
先に提出済みの本事業の事業計画書について、年度途中の入学、退学等による変更を確認す
るため、下記のとおり必要書類を担当あて提出願います。

なお、事業計画書を提出していない学校（園）において、事業対象者の途中入学等により、
事業計画書の提出を希望する場合は、平成 29 年 2 月 10 日（金）までに当課あて連絡願います。

記

1 提出書類

(1) (提出した内容に) 変更がある場合

ア 事業計画書（様式第 2 号②）

イ 授業料等減免確認書（個票）（別紙 1 ③）

変更内容に応じて、罹災証明書等の確認書類を添付すること。

※ 幼稚園において、幼稚園就園奨励費補助金の決定が年度末となり、提出期限までに必
要書類を提出できない場合については、未添付一覧表（様式 2 ⑥）より報告すること。
（すでに報告している場合を除く。）

(2) (提出した内容に) 変更がない場合

ア 「(別紙様式 1) 事業に変更がない場合」

※ 変更がない場合についても、別紙様式 1 により報告すること。

2 提出期限

平成 29 年 2 月 10 日（金）

3 留意事項

(1) 年度途中の入学、退学、休学、復学等により年間の授業料、当該補助金以外支給額（就園奨
励費、高等学校就学支援金、授業料減免、学校独自の特待生制度）等に変更がないか確認をす
ること。市町村が定める保育料についても、変更がないか市町村担当課あてに確認すること。

(2) 要綱第 2 (4) (世帯の収入の著しい減少) に該当する場合は、賞与等の支給により世帯の収入
が年 350 万円以上とならないか確認をすること。(年収 350 万円以上が見込まれる日の属する月
の翌月から、補助対象外となるので留意すること。)

担 当：私学振興担当 佐藤
電 話：019 - 629 - 5041
フakジリ：019 - 629 - 5049
E-mail：ai-sato@pref.iwate.jp